

久喜市組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

久喜市長

貴志信智

久喜市規則第 3 3 号

久喜市組織規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市組織規則の一部を改正する規則

久喜市組織規則（令和6年久喜市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表管財課の項中「本庁舎整備推進室」を削る。

第7条第1項の表管財課の部本庁舎整備推進室の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。